

これであなとも 認定農業者

認定農業者の愛称「いきいきファーマー」のロゴマークです



認定農業者のみなさんは、このロゴマークを名刺や農畜産物の包装紙に活用することができます。
詳しい活用方法等は、<http://www.nca.or.jp/misc/> をご覧下さい。

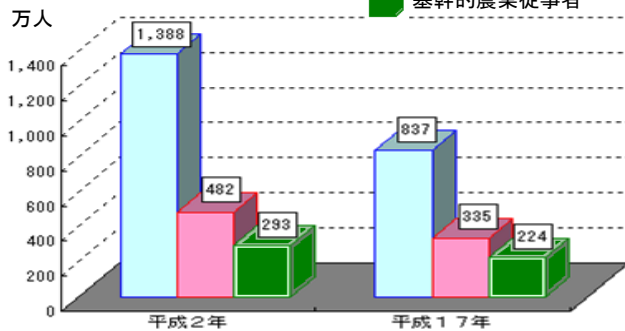
「担い手育成・支援」について

1. 農業構造の現状

○ 我が国の農業は、農業者の数が急速に減り、農村では都会以上のスピードで高齢化が進んでいます。また、耕作放棄地も増えています。

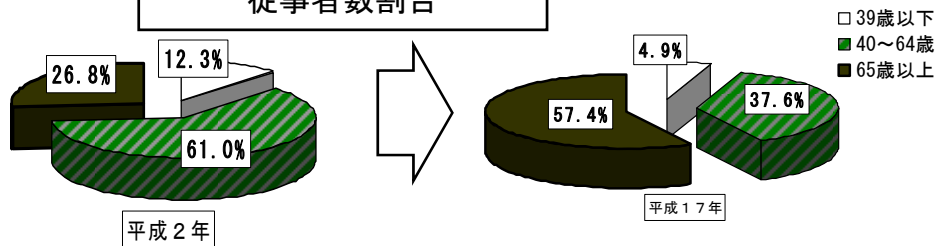
農家人口が減少しています！

農家人口等の推移



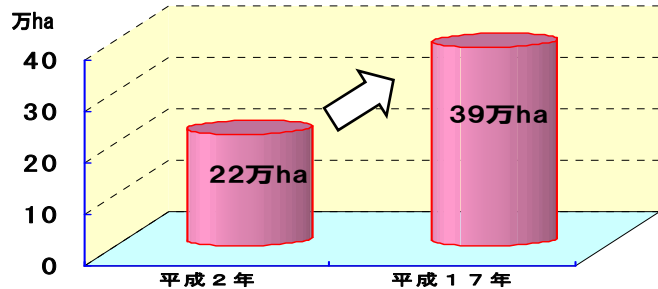
高齢化が進行しています！

年齢階層別基幹的農業従事者数割合



耕作放棄地が増えています！

耕作放棄地面積



将来にわたる日本の食料の安定供給のためには、
しっかりした担い手の確保が緊急の課題

いま、まさに
担い手へ発展のとき

認定農業者

日本農業の担い手の主役
それが
認定農業者
です。

2. 認定農業者になるには

- 認定農業者になるには、5年後の自らの経営目標やその達成のための取組内容を記載した「**農業経営改善計画**」を作成して、**市町村に計画の認定を申請**することが必要です。

市町村は、計画の内容が認定基準を満たすかどうか審査の上、認定します。

～ 認定までの流れ ～

農業経営改善計画の書き方、経営内容の分析など、市町村、農協、普及センター、担い手協議会等がサポートします！



経営改善を図ろうとする方

自ら経営改善に取り組むやる気のある人であれば、性別や年齢等を問わず、どなたでも認定を受けることができます。

農業経営改善計画の作成

5年後の目標とその達成のための取組内容を記載します。

認定基準

市町村基本構想に適しているか

農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか
(生産調整に取り組むことが必要です)

達成できる計画か

市町村へ申請

認定

認定農業者

各種支援

ミニQ&A

「認定農業者に年齢制限はあるの？」

→ 国として**一律の年齢制限は設けていません**。市町村において年齢制限を設け、画一的な運用を行っている場合には、これを**廃止するか、または弾力的な運用**を行うよう指導しています。

「現在の経営規模が10ha未満でも認定農業者になれるの？」

→ 現在の経営規模が小さくても、経営規模の拡大、新規作物の導入、農産物加工・販売等により、**市町村基本構想で示す目標所得等を目指して**農業経営の**改善を図ろうとする方**であれば、**認定農業者**になることができます。

(1) 農業経営改善計画作成のポイント

農業経営改善計画作成にあたっては、まず、地域の実情に即した所得、労働時間の目標や経営の指標等を掲げている「市町村基本構想」を確認する必要があります。

その上で、自らの経営について、経営規模や生産方式等に関する5年後の目標を数字で示すとともに、その達成のための方策を検討します。

〇〇町基本構想

所得目標	労働時間	農業経営の指標
550万円	1,800時間	<水稲+肉用牛> 水稲=4ha、繁殖牛=6頭

(基本構想をチェックしながら作成)

農林のぼるさんの農業経営改善計画

目標

目標達成のための手段

		現状	5年後
目標	所得	400万円	550万円
	労働時間	2,200時間	1,800時間
	経営規模の拡大		
	作目別	水稲 2ha	5ha
		大豆 2ha	3ha
		ダイコン 0.5ha	0.8ha
		飼料作物 0.5ha	1.2ha
		繁殖牛 2頭	6頭
	経営耕地	所有地(田) 3ha	4ha
		借入地(田) 2ha	6ha
作業受託	2ha	3ha	
生産方式の合理化			
機械・施設	トラクター 30ps 1台	50ps 1台	
	牛舎 10m ² 1棟	60m ² 1棟	
経営管理の合理化	簿記取組していない	複式簿記の導入	
農業従事の態様の改善	特に決まった休みを設けていない	休日制の導入	

- 経営規模の拡大
条件の良い農地を農業委員会から斡旋してもらう。
- 生産方式の合理化
側条施肥にするとともに、緩効性肥料の使用により追肥を1回減らす。
- 経営管理の合理化
担い手協議会主催の農業簿記講習会に出席し、複式簿記と簡易経営分析を習得する。
- 農業従事の態様の改善
家族経営協定の締結により、休日を明確にする。

認定基準

市町村基本構想に照らして適切か

達成できる計画かどうか

農用地の効率的・総合的利用に配慮したもののか

認定

(2) 経営改善に向けた取組の事例

個人経営

○ T県 S市 U氏

<経営の特徴>

- ・ 地域の高齢農家等の農地を積極的に引き受け規模を拡大。地域の遊休農地発生防止にも寄与。
- ・ 水稻と大麦、大豆、そばの組合せにより、労働力と機械の効率的利用体系を確立。
- ・ 加工部門（大豆加工）を拡大することにより収益性を向上。

<経営改善の状況>

	認定時 [平成11年]	現 状 [平成18年] (認定時との比較)
経営規模	水稻 14.0ha 作業受託 8.3ha	水稻 29.0ha (2.1倍) 大麦、大豆、そば 15.6ha (-) 作業受託 12.5ha (1.5倍)
所得	564万円	2,860万円 (5.1倍)
従事者数	家族 2名	家族2名 家族経営協定による役割分担 { 夫：生産部門、妻：加工・販売・経理部門 } 常時雇用1名
労働時間	主たる従事者1人当たり 3,000時間/年	主たる従事者1人当たり 2,200時間/年 (▲27%)

効率的な機械の利用と
役割分担で生産性を向上!!

<認定後活用した支援策>

- ①農業委員会による農地の利用集積支援、②スーパーL・スーパーS資金、③経営管理能力向上等研修会参加

法人経営

○ C県 I町 有限会社E

<経営の特徴>

- ・ 規模縮小農家からの水田の借入や作業受託を積極的に行い規模拡大。
- ・ 大型機械の導入による生産性の向上。
- ・ 自社の無農薬栽培米をブランド化し販売促進。
- ・ 他の農家への無農薬栽培米の生産委託により地域農業の維持・発展にも貢献。

<経営改善の状況>

	認定時 [平成9年]	現 状 [平成15年] (認定時との比較)
経営規模	水稻 16.5 ha 転作牧草 2.5ha 作業受託 6.5ha	水稻 29.0ha (1.8倍) 転作大豆 6.0ha (-) 作業受託 30ha (4.6倍)
売上高	3,593万円	6,690万円 (1.9倍)
従事者数	常時勤務 5名	常時勤務 6名
労働時間	主たる従事者1人当たり 2,160時間/年	主たる従事者1人当たり 1,800時間/年 (▲17%)

消費者ニーズを踏まえた
生産拡大で売上増加!!

<認定後に活用した支援策>

- ①農業委員会による農地の利用集積支援、②スーパーL資金、③経営管理能力向上等研修会参加

3. 水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営所得安定対策)の内容

○ 支援対象者

支援の対象となる担い手は、「認定農業者」又は「集落営農組織」で**一定の経営規模**(面積又は所得)を有することが要件(**地域の実態に即した様々な特例も準備**)。

認定農業者



集落営農組織



【5つの取組を行う集落営農が対象】

農用地の利用集積目標の設定

規約の作成

共同販売経理

農業生産法人化計画の作成

主たる従事者の所得目標の設定

○ 支援の内容

生産条件不利補正対策

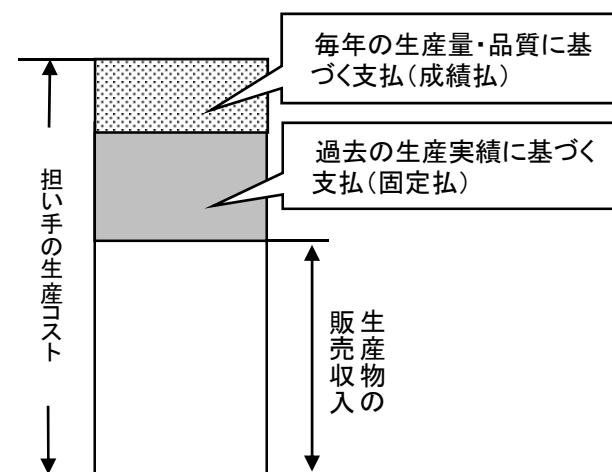
(麦・大豆等直接支払)

- 生産コストのうち、販売収入では賄えない部分を補てん。
- 豊作・不作に関わらず毎年一定額が支払われる「過去の生産実績に基づく支払(固定払)」と「毎年の生産量・品質に基づく支払(成績払)」の2つの支払。

〔 麦の場合、10a当たり4万円程度、
大豆の場合、3万円程度を補てん。 〕

【対象品目】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ



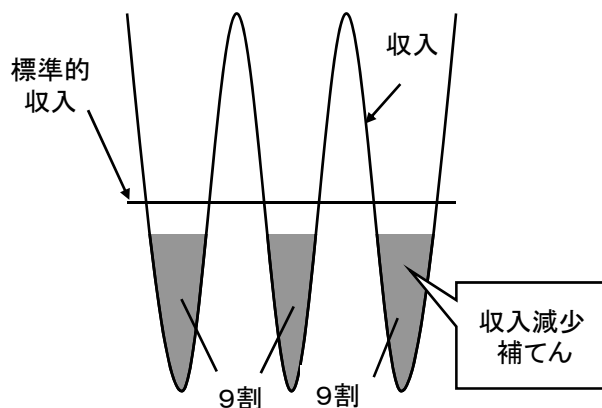
収入減少影響緩和対策

(収入減少補てん)

- 当年産の販売収入が平均収入を下回った場合に、減収額の9割を補てん。
- 生産者もあらかじめ一定の積立金を拠出(生産者1:国3)する必要。

【対象品目】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ



4. その他の担い手育成・支援策

担い手支援策の充実

① 新たな発想に立った担い手支援策の創設

- 19年度から、認定農業者や集落営農組織に対する新しい支援策が大幅にパワーアップしました。
これにより、担い手となるメリットが格段に大きくなりました。

メリットの例

無利子で資金が借りられます。

<http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kessan/h19/keitei/3-1.pdf> (別紙4)

<対象: 認定農業者>

スーパーL資金、近代化資金の無利子化措置
2,000万円を15年で償還する場合、通常のスーパーL資金と比べて、**年間20万円の利子負担が軽減!**(15年間の平均)
※ 500万円超の資金が対象

小口の資金は無担保・無保証人、
最短1週間で借りられます。

http://www.maff.go.jp/www/hojo_jigyo/h19/05keiei/42.pdf

<対象: 認定農業者・集落営農組織>
(経営実績が一定格付以上の者)

無担保・無保証によるクイック融資
審査期間が大幅に短縮!
(最長1ヶ月半程度 → 最短1週間程度)
※ 500万円までの資金が対象

融資で機械施設等を導入する場合、
個別経営体でも自己負担部分の助成
が受けられます。

http://www.maff.go.jp/www/hojo_jigyo/h19/05keiei/04.pdf

<対象: 認定農業者・集落営農組織>

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業(65億円)
[機械等の取得価格]3,500万円
[資金調達の内訳] スーパーL資金 2,300万円:融資
預金取り崩し 1,200万円:自己負担
上記の場合、
自己負担1,200万円が最大で150万円に軽減!
※ 融資率と目標に応じて、最大で取得価格の3/10まで助成
※ 原則として融資対象物件以外の担保は不要

集落ぐるみで面的にまとまった農地
を利用集積する場合、集積に必要な
経費が支給されます。

http://www.maff.go.jp/www/hojo_jigyo/h19/05keiei/54.pdf

<対象: 農用地利用改善団体等
→ 認定農業者・集落営農組織>

担い手農地集積高度化促進事業(21億円)
認定農業者に対して農地を10ha集積した場合、地区に対し、面的集積促進費が**最大460万円交付!**
この促進費を活用して、担い手へ支援
(例)・簡易な基盤整備(畦畔除去、伐根等)
・農業機械等の導入 等

経営相談、法人化支援、技術指導、人材育成など、あらゆる担い手向けの支援を一元的に受けることができます。

http://www.maff.go.jp/www/hojo_jigyo/h19/05keiei/06.pdf

<対象: 認定農業者・集落営農組織等>

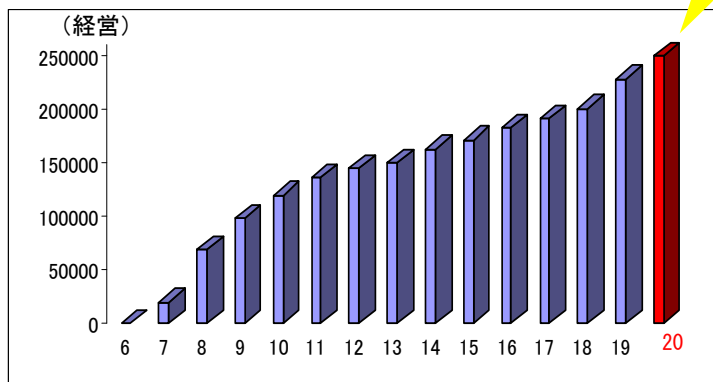
担い手アクションサポート事業(23億円)
担い手協議会
税理士
中小企業診断士
普及員 など
ワンストップで支援!
(経営相談、法人化支援
技術指導、人材育成 等)
担い手

(注) 各事業等ごとに要件や予算枠等があります。

また、上記の他にも、野菜、畜産の品目別対策等、様々な支援策があります。

※ ()は、20年度予算額

5. 行政・農業団体一体となった担い手育成・確保運動の展開



(各年3月末)

認定農業者数

約23万
(19年12月末)

いま、まさに改革実行のとき！

全国担い手育成総合支援協議会

農林水産省

担い手育成・確保のための全国運動の展開

**行政・農業団体一体となって、認定農業者への発展をめざす
方々を強力にバックアップしています。**

地域水田農業ビジョンに位置
付けられた「担い手」約27万
のうち、認定農業者になっ
ていない個別経営等

約14万

市町村での農地の利用集積
対策における
「今後育成すべき農業経営」

約19万

担い手育成・確保の目標(全国担い手育成総合支援協議会)

20年度末目標 **約28万**

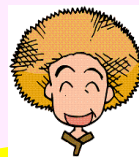
21年度末目標 **約30万**

6. いま、まさに認定農業者への発展のとき

次のような方は、認定農業者の最有力候補です



地域農業水田ビジョンに
「担い手」として
位置付けられている方



農地の利用集積により
経営規模の拡大を
考えておられる方



既に市町村基本構想の
目標水準と同等の
経営をされている方



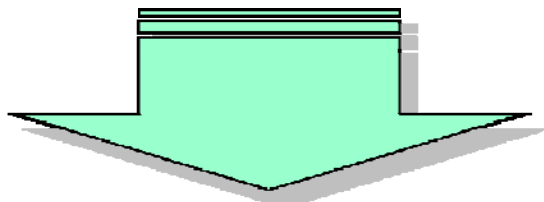
新たに農業を始めて、
農業経営のスペシャリスト
をめざしている方

今すぐお住まいの市町村、都道府県の
協議会等にご相談下さい

経営内容の分析、農業経営改善計画の書き方など、
行政・農業団体が一体となって皆様をサポートします。

認定農業者になるための具体的な方法や支援策の内容などについては、お近くの市町村、農協、普及センターにご相談ください。

また、下記のとおり地方農政局・都道府県段階にも相談窓口を設けていますので、お気軽にご連絡下さい。



認定農業者制度の相談窓口（農林水産省等）

農林水産省 経営局 経営政策課	TEL 03-3502-8111（代表）
東北農政局 生産経営流通部担い手育成課	TEL 022-263-1111（代表）
関東農政局 生産経営流通部担い手育成課	TEL 048-600-0600（代表）
北陸農政局 生産経営流通部担い手育成課	TEL 076-263-2161（代表）
東海農政局 生産経営流通部担い手育成課	TEL 052-201-7271（代表）
近畿農政局 生産経営流通部担い手育成課	TEL 075-451-9161（代表）
中国四国農政局 生産経営流通部担い手育成課	TEL 086-224-4511（代表）
九州農政局 生産経営流通部担い手育成課	TEL 096-353-3561（代表）
沖縄総合事務局 農林水産部経営課	TEL 098-866-0031（代表）

全国担い手育成総合支援協議会

〔事務局〕 全国農業会議所

農政・担い手対策部 TEL 03-5251-3906（直通）

〔事務局〕 全国農業協同組合中央会（JA全中）

水田・担い手農政対策課 TEL 03-3245-7555（直通）

認定農業者制度の相談窓口（都道府県）

都道府県担い手育成総合支援協議会一覧

協議会名称	事務局等連絡先	電話番号
北海道担い手育成総合支援協議会	北海道農業会議	011-281-6761
青森県担い手育成総合支援協議会	青森県農業会議	017-774-8580
岩手県担い手育成総合支援協議会	岩手県農業会議	019-626-8545
宮城県担い手育成総合支援協議会	宮城県農業会議	022-275-9164
秋田県担い手育成総合支援協議会	秋田県農業会議	018-860-3540
山形県農業担い手支援センター	(財)山形県農業振興機構(※1)	023-622-8716
福島県担い手育成総合支援協議会	福島県農業会議	024-524-1201
茨城県担い手育成総合支援協議会	茨城県農業会議	029-301-1236
栃木県担い手育成総合支援協議会	栃木県農業協同組合中央会	028-626-2345
群馬県担い手育成総合支援協議会	群馬県農業会議	027-280-6171
埼玉県担い手育成総合支援協議会	埼玉県農業会議	048-829-3481
千葉県担い手育成総合支援協議会	千葉県農業会議	043-222-1703
東京都担い手育成総合支援協議会	東京都農業会議	03-3370-7145
神奈川県担い手育成総合支援協議会	神奈川県農業会議	045-201-0895
山梨県担い手育成総合支援協議会	山梨県農業会議	055-228-6811
長野県担い手育成総合支援協議会	長野県農業会議	026-234-6871
静岡県担い手育成総合支援協議会	静岡県農業会議	054-255-7934
新潟県担い手育成総合支援協議会	新潟県農業会議(※2)	025-223-2186
富山県担い手育成総合支援協議会	富山県農業会議	076-441-8961
石川県担い手育成総合支援協議会	(財)石川21世紀農業育成機構(※3)	076-257-7141
福井県担い手育成総合支援協議会	福井県農業会議	0776-21-0010 (内420)
岐阜県担い手育成総合支援協議会	岐阜県農業会議	058-268-2527
愛知県担い手育成総合支援協議会	愛知県農業会議	052-962-2841
三重県担い手育成総合支援協議会	三重県農業会議	059-259-0860
滋賀県担い手育成総合支援協議会	滋賀県農業会議	077-523-2439
京都府担い手育成総合支援協議会	京都府農業会議	075-441-3660
大阪府担い手育成総合支援協議会	大阪府農業会議	06-6941-2701
兵庫県担い手育成総合支援協議会	兵庫県農業会議	078-361-8110
奈良県担い手育成総合支援協議会	奈良県農業会議	0742-22-1101
和歌山県担い手育成総合支援協議会	和歌山県農業会議	073-432-6114
鳥取県担い手育成総合支援協議会	鳥取県農業会議	0857-26-8371
島根県担い手育成総合支援協議会	島根県農業会議	0852-22-4471
岡山県担い手育成総合支援協議会	岡山県農業会議(※4)	086-234-1093
広島県担い手育成総合支援協議会	広島県農業協同組合中央会(※5)	082-554-3745
山口県担い手育成総合支援協議会	山口県農業会議(※6)	083-923-2102
徳島県担い手育成総合支援協議会	徳島県農業会議	088-621-3054
香川県担い手育成総合支援協議会	香川県農業会議	087-812-0810
愛媛県担い手育成総合支援協議会	愛媛県農業会議(※7)	089-921-4438
高知県担い手育成総合支援協議会	高知県農業会議	088-824-8555
福岡県担い手育成総合支援協議会	(財)福岡県農業振興推進機構(※8)	092-716-8355
佐賀県担い手育成総合支援協議会	佐賀県農業会議	0952-23-7057
長崎県担い手育成総合支援協議会	長崎県農業会議	095-822-9647
熊本県担い手育成総合支援協議会	熊本県農業会議	096-384-3333
大分県担い手育成総合支援協議会	大分県農業会議	097-532-4385
宮崎県担い手育成総合支援協議会	宮崎県農業会議(※9)	0985-29-6333
鹿児島県担い手育成総合支援協議会	鹿児島県農業会議(※10)	099-286-5815
沖縄県担い手育成総合支援協議会	沖縄県農業会議(※11)	098-867-7385

※1 山形県協議会の事務局は、県農業会議、(財)山形県農業公社、(財)山形県農業振興機構、各総合支庁農業振興課が共同で設置

※2 新潟県協議会の事務局は、県農業会議、県庁、JA県中央会、県農林公社が共同で設置

※3 石川県協議会の事務局は、(財)石川21世紀農業育成機構、県庁、県農業会議、JA県中央会が共同で設置

※4 岡山県協議会の事務局は、県農業会議、県庁、JA県中央会が共同で設置

※5 広島県協議会の事務局は、JA県中央会、県農業会議が共同で設置

※6 山口県協議会の事務局は、県農業会議、県庁が共同で設置

※7 愛媛県協議会の事務局は、県農業会議、県庁、JA県中央会が共同で設置

※8 福岡県協議会の事務局は、(財)福岡県農業振興推進機構、県農業会議が共同で設置

※9 宮崎県協議会の事務局は、県庁、県農業会議、JA県中央会が共同で設置

※10 鹿児島県協議会の事務局は、県庁、県農業会議、JA県中央会が共同で設置